

「松山市障がい者総合支援協議会」

松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画への意見聴取について

1 障がい福祉関係の計画について

(1) 「障がい者計画」について

- 障がい者の福祉施策の基本計画として基本的な事項や理念を定めるもので、計画期間は6年間

(2) 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」について

- 障がい者・障がい児の地域生活を支援することを目的に、国が示す基本指針に基づいて、具体的な成果目標を設定し、障がい者・障がい児等へのサービスの提供体制の確保につなげる。
- 障がい福祉の基本計画に当たる「障がい者計画」の実行計画の位置づけで、具体的な目標を定める。

2 令和5年度の「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」策定手続きについて

- 令和5年度は実行計画のみの策定であり、その内容は障害福祉サービスの具体的な項目であることから、障がい者福祉の現場に近い方の意見を参考にするため、**松山市障がい者総合支援協議会の下部組織に当たる各専門部会で内容について検討していただいた。**
- 松山市障がい者総合支援協議会では、**各専門部会の意見を取りまとめた松山市への意見書について採択していただきたい。**

(参考) 「松山市障がい者総合支援協議会」会長への依頼文

5松(障)第1050号

令和5年12月15日

松山市障がい者総合支援協議会 会長 様

松山市長 野志 克仁
(障がい福祉課 扱い)

「松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画(素案)」に
対する御意見等について(依頼)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第9項及び児童福祉法(昭和22年法律164号)第33条の20第9項に基づき、「松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画」の内容について貴協議会から御助言、御意見をいただきたく、よろしく申し上げます。

「松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画」策定の流れ

